

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第12条の規定に基づき定めたこの規程によるものとする。</p> <p>（中 略）</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>第1条 京都大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第14条の規定に基づき定めたこの規程によるものとする。</p> <p>附 則（令和6年達示第70号）</p> <p>この規程は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第1条に係る改正規定は令和6年4月1日から適用する。</p> <p>別表1 (同 左) 別表2 (別 添) 別表3 } 別表4 } (同 左)</p>

別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等

区分	算定単位	料金 (円)	備考
(略)			
6 予防接種料			
(略)			
(3) RSV ワクチン (アレックスビー筋注用)	1 回につき	28,930	
(アブリスボ筋注用)	1 回につき	34,540	
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。